

〈研究ノート〉

萩藩絵図方関係年表

山田 稔

本年表は、萩藩絵図方の藩政初期から明治初年の廢止に至るまでの、事業並びに作成した絵図・文書類、役人の任免等に関する事項をまとめたものである。対象は、萩本藩絵図方であるが、参考として徳山藩絵図方も含めた。ただし、煩雑を避けるため、同絵図方設置当初の事項にとどめた。これ以降の徳山藩絵図方に関する事項は、「絵図方之事全録^①」を参照されたい。なお、絵図方は、高札方を兼務していたため、その関係事項も若干ではあるが収録した。

本年表によつて、絵図方事業の推移とその全体像を把握することが出来よう。絵図方の役目は、単に絵図を作成するという平板なものではなかつた。江戸幕府提出用の「国絵図」、「城絵図」や「城郭普請図」などの絵図のみならず、絵図と同時に提出が求められた「郷帳」、「道帳」などの関係文書も一貫して作成している点が注目される。

享保五年（一七二〇）以降は、「一村限明細絵図」（地下上申絵図）、「境目書・石高書・由来書」（地下上申）、「寺社旧記」（寺社由来）といった藩領全域におよぶ大規模な地誌編纂^②を行い、業務を拡充している。抑も境界紛争の解決に資するため、一村毎の境界確定を目的として始まつたこの編纂事業は、幕末に至るまで長期にわたつて継続され

たため、絵図方は膨大な地誌情報を蓄積し、藩領の隅々にいたる地誌に精通するに至った。事実、幕府巡見使や国田付の来藩時には必ず随行を命じられ、その能力を存分に發揮して、巡見先での質問に的確に答へるに至り、要求された各種の絵図を作成する重責を果たしていく。さらに、幕末の動乱期には、海防や幕長戦争など緊急事態に即応した絵図を作成するなど、その存在は不可欠なものとなっていた。

一方、これらのような要求に応じ、精度の高い絵図を作成するためには、優れた測量・製図技術に加えて、豊富かつ最新の地誌情報が必須であったことは想像に難くない。そのため、年に数度出張し、現地の情報収集に努めなければならず、その用務は決して安閑としたものではなかった。以上のようにも、萩藩絵図方は、おそらく藩領に関する総合地誌情報局としての役割を担つていただといえる。なお、絵図方の役職名の初出は、承応元年(一六五一)一月の「御両国絵図方」である。また、「一村限明細絵図」などの地誌編纂に関しては、絵図方内部に「明細絵図方」という臨時役座が設けられている。

冒頭に述べたとおり、本年表には、絵図方の動向に関する事項に加え、作成年の明らかな絵図・文書類を収録している。これらは、主として「諸役所控目録」⁽³⁾に記載されたものであるが、その他の館蔵資料や、従来の研究によつて作成年等が判明した資料も適宜収録した。また、絵図や文書などには明記されていないが、絵図方の関与が想定される事項も参考として含めた。ともあれ、現段階では絵図方の関係事項を網羅したものではなく、今後も資料収集に努め、改訂増補を重ねて行おうと思つてゐる。

註

(一) 德山毛利家文庫・法制方一一、当館蔵。拙稿・史料紹介

「絵図方之事全録」、『山口県文書館研究紀要』第三十七号。

(二) 「地トム絵図」、「地トム母」、「赤社由来」といはば萩藩別置史料・当館蔵。

毛利家文庫九諸省四〇(一七の六・七)、当館蔵。

萩藩絵図方関係年表

凡例

和暦	西暦	月	日	事	項	出典	絵図方	地理圖
慶長10	1605			「慶長國絵図控図」(周防国、長門国)		*	重要文化財、宇部市立 図書館蔵	
	10			「秀就公御国廻り之次第」1通		*		
慶長17	1612			「秀就公初て輸入國被藩御國廻り候之御泊り付并上使御国廻り之時 分之御泊り付」		*		
慶長18	1613			「防長國村 紙八月十八日江戸奉参十二月二日御賄公儀え上り申候控」		*		
—				「御両国絵図」1枚(兼重和泉作成、年号無し)	*		兼重和泉	
—				「御両国村一紙」(兼重和泉作成、御両国石高36万9411石3斗2升1合引)下 ケ丹張写)	*		兼重和泉	
—				「三拾六万九千四百拾石之内敷御處八日向守様申斐守様御領仕分ヶ 帳」(羽仁信謹作成)	*		兼重和泉、羽仁信	
元和6	1620			兼重和泉元謹治。享年61歳。譜錄に「元謹有才覚故、防長両國御所務帳并御 帳」(長門之内水谷之穀、益田城、石州飯浦長門田万村との双方出入之次第 同國之船園道賃相調差上申帳)とあり。			譜錄 兼重五郎兵衛貞 運(毛23譜錄か74)	
寛永6	1629	2		「長門之内水谷之穀、益田城、石州飯浦長門田万村との双方出入之次第 〔諸都御所務代より里敷付〕1袋	*			
寛永10	1633	6	12	「石州より御移り之上使市橋伊豆駿外御通被成候ニ付羽仁善左衛門御泊 り付」1袋	*			

株機絵図方略述年表(三田)

[H]1

期別	西暦	月	日	事	出	典	参考文献
寛永15	1638			「石州筋井浦と長門田万村境先年争議之節津和野老中より書状之逐状表 通并繪図考牧教書式通」(元禄12年9月20日繪図方へ移管)	*	公儀所日乗 (毛19日記 4 (36の6))、周防國繪 図、長門國繪圖(袋入 絵図3、4)	秀就様御代之記録物 (毛55日記1 (11の3))
正保元	1644	12	16	福間彦左衛門、幕府御評定場において井上筑後守・宮城越前守より國繪図作 成を命じられる。	*	公儀所日乗 (毛19日記 4 (36の12))	
正保2	1645	6	30	江木次郎右衛門・狩野太郎右衛門、井上筑後守へ國繪図の下書きを提出し、 翌3日に修正を指示される。	*	公儀所日乗 (毛19日記 4 (36の13))	江木次郎右衛門
正保3	1646			国繪図下図の内見を受け、井上筑後守より毛利甲斐守・毛利日向守領内を色 分けするよう指示される。	*	公儀所日乗 (毛19日記 4 (36の16))	江木次郎右衛門
正保4	1647	6		國繪図の精書を江戸の画師八田助左衛門に依頼する。	*	公儀所日乗 (毛19日記 4 (36の16))	江木次郎右衛門
正保・ 慶安				「江戸より公儀御介限社を以、日向守様・甲斐守様・美濃守様御分限社 と入組之所仕分ヶ被仰過候整物之控」	*	長門國大道小道並瀬 舟路之帳 (毛99省 2)カ	江木次郎右衛門
慶安元	1648		8	「御両国志里坂樂調被仰付候節、國司備後殿より御書附考通亦式通」1 袋	*	江木次郎右衛門	
慶安2	1649	8	21	「防長之繪圖之幾二付、曾根原左衛門慶え被差出候」1袋	*	江木次郎右衛門	
		8	21	「防長村一紙、甲斐守様・日向守様・美濃守様一紙」3冊	*	江木次郎右衛門	
慶安2	1649	5	10	「江木次郎右衛門於江戸割符被仰付御候都用方ニ有之控」	*	江木次郎右衛門	
		8	20	曾根原右衛門へ「御両国石高帳」2冊、「御両国大道小道瀬道船路帳」2冊を提出。 修正があり、翌年5月20日井上筑後守へ提出。江木次郎右衛門作成。	*	「防長両国大繪圖」(毛 58絵図238) 入日記 旧譜26)	江木次郎右衛門
慶安3	1650			「防長國大道小道并瀬道舟路之帳」2冊(幕府提出分の控)	*	「防長両国大繪圖」(毛 58絵図238) 入日記 新譜在中	
		1	11	厚母四郎兵衛就房、御両国繪図方に就任。	*	江木次郎右衛門	
承応元	1652	6	19	「御城絵図」1枚(慶安2年8月幕府提出分の修正)、厚母四郎兵衛が江戸 で作成。通常は御宝蔵方に保管)	*	譜錄 厚母与三房清 (毛23譜錄あ64)	厚母四郎兵衛就房
		6	24	「御城絵図」1枚(国目付齋藤左源太、山田清大夫の要望による作成) の控	*	「葵絵図」(毛58絵図 40) 入日記 新譜24)	厚母四郎兵衛就房
				「上使齋藤左源太・山田清大夫賤御取り付」1袋	*	厚母四郎兵衛就房	
				「御城破損所図」2枚(洞春寺光之破損所絵図)。目付石川弘左衛門・石 丸石見へ提出分の控)	*	厚母四郎兵衛就房	
承応2	1653			「長府御領絵図」2枚(清末藩成立時)	*	参考: 三郡之絵圖 (承応2年12月15日、下 関市立長府博物館寄託 品)	
明暦元	1655	12	13	慶長18年、寛永11年石高帳の控に、慶安2年の控を備え、今後作成の参考と する。栗屋半右衛門作成。「日向守様御領内佐渡郡之内當海村豊田安房領分都濃郡戸田之内苔谷柳 かう」と境目之次第著立」1帳	*	石高請正届控(県庁 旧譜26)	厚母四郎兵衛就房
明暦2	1656			「新屋敷御領付候二付、絵図仕立聞敷付」1冊	*	厚母四郎兵衛就房	

株式会社大塚洋行(三田)

111

相應	西暦	月	日	書類	見	出	典	経因方	整理因前
万治元	1658	10	18	幕府へ「兩御屋敷之繪図」を提出する。	*			諸事ト々整(毛31)・ 控2(261))	厚母四郎兵衛就種
寛文2	1662	4		「大津郡小田村熊野帳面并新開田共二彼所堀切二被仰付候得共、地損 石ニ相成上分地下より附出」1通、「同七月絵図」1枚	*			厚母四郎兵衛就房	
寛文3	1663	3	2	「厚母三左衛門(四郎兵衛就種)と父四郎兵衛就房の絵圖方勲功により、扶持 方三人御切米4石にして召抱えられ、四郎兵衛の見習いを命じられる。」	*			諸録 厚母次郎兵衛利 忠(毛33諸録あ62)	厚母四郎兵衛就房
寛文4	1664			「萩城天守曲輪等之方御門脇石垣塗装圖」	*			厚母四郎兵衛就房	
寛文6	1666	10	16	厚母四郎兵衛就房病死につき、厚母四郎兵衛就種相続。	*			諸録 厚母次郎兵衛利 忠(毛33諸録あ62)	厚母四郎兵衛就種
寛文7	1667	7		「忽見上使福葉清左衛門殿・市瀬三四郎殿・德永頼母殿御國御通被成候 諸事」1袋	*			厚母四郎兵衛就種	
				「長府御領絵図」1枚、「府中之絵図」1枚、「滑末之絵図」1枚、「忽見上 使へ長府より提出分の写」	*			* (府中→毛58金図 375か、滑末→同359か)	厚母四郎兵衛就種
寛文9	1669	5	29	「北條安房義より被仰渡所公議諸国絵図被仰付、隣国城下えの道度、国 境えの程、家来大身より門居所并出船之義、江戸までの道度書略被差上 候様ニとの撰ニて、於江戸御町国絵図を以當付被差上候写」1袋	*			*(毛遠用物・近世前 期699)	厚母四郎兵衛就種
延宝5	1677			「萩城一丸御門外形南西石垣崩所備築之図」1枚	*			厚母四郎兵衛就種	
延宝7	1679			「元禄三年三田尻向島干潟追て絵図を以御願被成候図」1枚	*			厚母四郎兵衛就種	
天和元	1681			「上使高木忠石衛門殿・佐橋基兵衛殿・服部火右衛門殿御國御通之節詣 事」1袋	*			厚母四郎兵衛就種	
天和2	1682	12		「浜崎魚人屋敷甚目替被仰付候絵図」2枚(延宝9年、天和2年)	*			厚母四郎兵衛就種	
天和3	1683	6		「御城下絵図」1枚(元禄2年10月新調に伴い返却された古図)	*			御留守居所日記(毛19 日記7(22)の21)	厚母四郎兵衛就種
				栗栖等脩、三田尻御船倉絵図の作成を命じられる。					
元禄4	1691	12		「御城二曲輪石垣七ヶ所空候ニ付御同絵図」2枚	*				
元禄6	1693	9	28	「厚母四郎兵衛就種、知行高77石を拝領。 〔都濃郡鹿野市石盛高力地区及雜農候付立 總〕」	*			諸録 厚母次郎兵衛利 忠(毛23諸録あ62)	厚母四郎兵衛就種
元禄6	1693	9	28	「時打の脇塙失倉の脇字右垣築直図」1枚	*			厚母四郎兵衛就種	
元禄7	1694			「分彼地罠越石盛直シ候様ニと御奉書ニ付て、厚母四郎兵衛龍越候付立 控」	*			厚母四郎兵衛就種	
				「長崎宿下り之上使福延対馬守殿・萩原近江守殿・安藤筑後守殿・石尾 織部殿御國中御通被成候ニ付、厚母四郎兵衛御供被仰付ニ付て手鑑」	*			厚母四郎兵衛就種	
				「御國上使妻木彦右衛門殿山中五郎右衛門殿・被差出候御城絵図」1枚	*			厚母四郎兵衛就種	
元禄8	1695	1	9	「長府清夫彦山岩国四ヶ所之町割之図」1袋(妻木彦右衛門・山中五郎 左衛門へ提出分の控)	*			* (長府→毛55絵図 375か、同359か)	厚母四郎兵衛就種
				「大島漁戸之境に出入有之邊々音付代天野右衛門方より御藏元差出候 節、四郎兵衛被召後、其後入江戸へ御兵衛使江戸被遣候節此江戸被遣候故、書付可差出由ニ付書付差出候控」	*			厚母四郎兵衛就種	
				「御城絵図」(妻木彦右衛門・山中兩名の萩原近江守殿方より御藏元差出候 節、妻木彦右衛門・山中兩名の萩原近江守殿方より御藏元差出候節此江戸被 遣候節此江戸被遣候故、書付可差出由ニ付書付差出候控)	*			厚母四郎兵衛就種	
				「提出を命じられ、早速作成して江戸へ提出。その後、元禄7年8月8日上 り、同8年1月9日、御城絵図1枚、国絵図1枚、桐箱入り2組を上使へ提出 分の控」	*			厚母四郎兵衛就種	
		1	13	「御城下絵図」1枚(元禄8年1月9日、上使へ城絵図・国絵図を提出した 後、城下町御絵図の要望があり、同年1月13日に提出分の控)	*			厚母四郎兵衛就種	

株式会社日本橋出版(三田)

114

和暦	西暦	月	日	題	著者	出典	金額	通訳
元禄9	1696	9		「吉広公御廻り宿都帳」1冊 (厚母四郎兵衛覚書)	*		厚母四郎兵衛就種	
元禄8	1695			「美木彥右衛門殿・山中五郎左衛門殿元禄七年八月十九日御両国えの為上使御下着被差、同年十月朔日より同月廿一日迄御両国御巡見并御度御城にて御恩見え御振舞御祝之御賜。元禄八年二月十八日ニ江戸御幕幕御発駕之分掲亦上使御下り前元禄七年五月廿八日より御待詔之御用意より以来諸事覚書」1帳	*	厚母四郎兵衛就種		
元禄10	1697	2		「萩橋本町唐樋之間屋敷図」1巻1袋	*		厚母四郎兵衛就種	
		閏2		「御両国絵図」2枚 (元禄12年5月幕府へ修正分提出により不要となつた物)	*		厚母四郎兵衛就種	
				「諸国絵図調出候様ニと從公儀被仰渡候覚書」1通	*	*諸国工絵図調出候様ニと從公儀被仰渡候覚書 (毛9諸省387)		
元禄11	1698			「大津郡三隅之内津葉之山三隣郷と出入有之の候ニ付、為見分郡奉行兩人絵圖方厚母三左衛門も被差出并深川浅川大村境事見合被仰付候節三左衛門覚書」1通 (*厚母三左衛門は同四郎兵衛の初名のあつた國絵図を厚母四郎兵衛が作成して江戸に持參。「枝村石懸」の指示を受け、國元より江戸へ提出分の差)	*	厚母四郎兵衛就種		
元禄12	1699	5	22	「防長郡井島々又石高割付候立」2通 (元禄11年、幕府より指示された國絵図を厚母四郎兵衛が作成して江戸に持參。「枝村石懸」の指揮を受け、國元より江戸へ提出分の差)	*	厚母四郎兵衛就種		
元禄12	1699	5	22	「元禄十一年卯ノ五月廿二日絵圖ニ相添被差出候防長之郷帳」2冊	*	諧鏡 厚母次郎兵衛利 忠 (毛23譜鏡あ62)	厚母四郎兵衛就種	
		5	22	「御防長門大絵図」 (元禄国絵図)	*	周防長門大絵図 (毛38 絵圖246)	厚母四郎兵衛就種	
元禄13	1700	12	25	「厚母四郎兵衛、絵圖方退任の申し出により、弟平田に左衛門立甫を御障僧より選替して無給通りに加え、四郎兵衛弟子として見習いを命じられる。」	*	周防國金図 調方少次書 (県守旧藩67) 考鏡抄御賞美先例 (毛22譜臣179 (145の23))	厚母四郎兵衛就種	
10				「元禄十四年辛巳十月防長國境縁絵図大公儀被差上候図控」	*	*周防國海手絵鏡図 (毛58絵圖201・262・263・264、表入 絵圖13・14)	厚母四郎兵衛就種	
元禄14	1701			「大公儀え御両国縁絵図於江戸国司庄左衛門え被仰付被差上候御控、於萩原母三左衛門被仰付候覚書」1袋 (元禄14年10月提出の控。修正箇所は司庄左衛門が付するのみで記録が無いため、参考記録として元禄15年3月の厚母三左衛門覚書)	*	*周防國縁絵圖 調方少次書 (袋入絵圖15 (201))	厚母四郎兵衛房信	
				「御障僧り絵図」 (江戸で厚母四郎兵衛が障僧役人と協議して作成。その後、国司庄左衛門の修正分提出により不要となつたもの)	*	(毛選用物・近世前 萩(242)) 厚母四郎兵衛房信		
				「防長麥地帳」2冊	*	*周防國麥地帳 長門國麥地帳 (毛11政理35)	厚母四郎兵衛房信	
				「三田尻室櫛灯炉堂御観相済候絵図」2枚	*	*周防國麦地帳 (毛11政理354)	厚母四郎兵衛房信	
元禄15	1702	5		「元禄2年から14年まで公儀提出の絵図 (『周防長門国大絵図』、「同山手絵鏡図」、「同海手絵鏡図」、「同麥地帳」、「豊前国縁絵図」、「安芸国縁絵図」)」の控を一箱入りにして御宝蔵へ納める。入注文の記入者は厚母三左衛門。	*	*周防長門大絵図 (毛58絵図246) の添付文 厚母四郎兵衛房信		
元禄16	1703	3		「長崎御下り上使御客老翁稻垣対馬守殿・大目附安藤筑後守殿・御勘定方萩原近江守殿、小袖目付石尾織部殿陸地備通被差候ニ付て、郡奉行林左衛門・高木五郎左衛門・厚母三左衛門被差出并御登海上御供被仰付候三左衛門覚書」1袋	*	厚母四郎兵衛房信		
元禄16	1703	4		「御両国絵図」2枚 (元禄16年4月、上使番通對馬守、安藤筑後守、萩原近江守、石尾織部が長崎下向のため領内を通行した際、隨行を命じられた絵図方役人が同絵図4枚を用意していたが不要となつたもの)	*	厚母四郎兵衛房信		
宝永2	1705	8		「御城下町割之図」 (藩主の要望で作成。御客屋にも提出した際の控)	*	厚母四郎兵衛房信		

株機絵図方圖卷年表(三田)

四六

和暦	西暦	月	日	事	東	西	南北	地理
宝永3	1706	9		「御城廻り石垣崩れ等出候所築直之儀仰出候絵図、御好出調替被仰付候控共」				* 長門国萩之城塙後又ハ石垣修理御図(毛58 厚母四郎兵衛房信絵814)
8 29				絵図方御用筋見習の平田仁左衛門教恒、遠近付にして家業を命じられ、厚母四郎兵衛からの引継ぎを指示される。				
宝永5	1708							
9				「宝永五年九月民部様御國廻り被遣御発駕候節、御道中付」1冊	*			諸事書抜 自宝暦以後至天保六年(毛9諸省97)、考織抄御賀美先例(毛22諸臣179(145)(23))
				平田仁左衛門、御國廻りの御供並びに巡見上使の隨行を命じられる。				厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
宝永6	1709			1 総図方役、御國廻りの節に御供を命じられる。				諸役所控目録(毛54目次30)
5				「御城絵図」1枚(宝永5年5月、江戸の幕主の要望により、現時点での総図を入れた彩色等で仕上げ、同年5月末、当職所へ提出分の控)	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「長福浜崎橋御懸ヶ坂成度との儀ニ付、御窓も入可申哉との御車ニて給 図録被仰付被差登候図之控」	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「御両国絵図上使え被差出候控絵図」	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「御城絵図」2枚(宝永7年5月、津和野より徳佐へ移動の上使黒川与屋敷著に伴う屋敷方町帳を同年12月時点で修正し、遠近方の要望で作成。但し、清書は諸士屋敷を薄紙に書き付け、張り紙で表示)	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
宝永7	1710	7	5	兵衛・岩瀬吉左衛門、森川六左衛門の要望で作成。但し、総図への書き込みは少なくするよう指示されたもの。両国絵図は、別途、江戸へ提出)	801)			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
宝永7	1710			「上使黒川与兵衛殿・岩瀬吉左衛門殿・森川六左衛門殿御通被成候節諸事覚書」	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「御城下絵図」1枚(宝永7年秋、森屋敷御絵図の改訂が命じられ、諸士屋敷著に伴う屋敷方町帳を同年12月時点で修正し、遠近方の要望で作成。但し、清書は諸士屋敷を薄紙に書き付け、張り紙で表示)	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
2 19				** 宝永8年周防長門町厚母四郎兵衛房国押付帳(県庁旧署250)				厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
2				「郷村帳」1冊	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
正徳元	1711	6		「御城石垣御築直御鏡絵図」	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「朝鮮人来聘ニ付上賈番所建置御鏡絵図」1枚	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「御両国絵図」1枚(正徳元年6月、藩主の要望により、両国絵図に島々の陸地から海上里程を記入して提出した控。里程は、先年の島々絵図と同じものを記入。夫道支番御用所にも絵図を提出。これは宝永7年巡見上使の際、無用になっていたもの)	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
10				「周防長門両国浦々之者印判帳」1冊(大久保大隅守殿・横田備中守殿)	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
正徳2	1712			「小額より赤闘闇え之馬縫之儀ニ付、大坂御留居方書付遺候」1巻	*			厚母四郎兵衛房信・平田仁左衛門教恒
				「厚母四郎兵衛房・絵図を退任し、平田仁左衛門教恒が絵図方に就任する。(房信は、薄子御雇にて9ヵ年、家督以後14ヵ年所勤)				諸錄 肇母次郎兵衛利忠(毛23諸録あ62)、考織抄御賀美先例(毛22諸臣179(145)(23))
正徳3	1713	6	2	幕府より諸国見通を命じられ、平田仁左衛門、防長同國中並びに豊後・豊前へ出張し、享保5年江戸へ資料を持参する。				考織抄御賀美先例(毛22諸臣179(145)(23))
享保2	1717							

株主総会方圖年表(三田)

六〇

和暦	西暦	月	日	事	東	西	南北	地理
享保2	1717			「上使松平右衛門殿・落合源右衛門殿・遠藤原五郎殿御國御通り被成 候節付出席」1袋	*			平田仁左衛門教恒
享保3	1718			「豐後豊前え見渡之御用ニ付平田仁左衛門・同七右衛門被遣候覚書、何 辺有との分」2包	*			平田仁左衛門教恒
				「見通之幾江戸より申来、其後三年戊・四年亥諸所之見通度々申来度々 見分被仰付候、覺書絵図等一切覚書」1巻1袋	*			平田仁左衛門教恒
享保4	1719			「御城洞春寺下西之仕切門之脇崩候ニ付御覗之絵図」1枚、「御奉書」 1通	*			前期(689-690)
				「毛謙岐守様三万八千石被進候時分村分之帳并地下御渡之節御藏入御 配地庄屋共請狀其外司帳相渡置候」	*			平田仁左衛門教恒
享保5	1720			「長床御領御還附ニ相成、其已後謙岐守様三万八千石ニ成被進候時、村 分之御沙汰有之節長府御領絵圖開被仰付候図挂」	*			平田仁左衛門教恒
				「備阿國絵図」1枚(上年より、絵の村名に間違いがあり、近年は正 徳元年幕府提出の郷村帳の通りとされていることから、享保・山内 縦綱より浦岡番・桂三助左衛門への指示で作成し、同3年、江戸へ提出 分の挂。江戸御用所御用の絵図)	*			平田仁左衛門教恒
				「唐舟打払事ニ付長崎御目付渡部外記殿同四年五年石川土佐殿御登り下 絵図被成御取候」1巻	*			平田仁左衛門教恒
享保4	1719			「備阿國絵図」1枚(享保4年、朝鮮通商使来聘に伴い、羅役人厚母宇兵 衛・田中九郎右衛門・平野重郎右衛門の求めで作成し、宣入へ渡した分 の挂)	*			平田仁左衛門教恒
				「徳山御配閑被仰書写」、「御界目受状写」	*			平田仁左衛門教恒
享保5	1720			「見通江戸より申来比時分ハク所之様ニ御座候へは八人被差出候」1袋	*			平田仁左衛門教恒
				「見通之幾、平田仁左衛門江戸より之取下り之図」1枚(公儀からの指 示により、裁て作成し、平田仁左衛門が持参した1包。幕府へ提出後、 修正あり。持參図は江戸御用所へ留め置かれたため、控を作成したも の)」	*			平田仁左衛門教恒
享保6	1721			「井上武兵衛、絵団方平田仁左衛門一人役により支障があるため、絵団方に就 任。但し、家業とはせず。この際より、明細絵団事業が始まる。(井上諸縦 に「明細絵団発端」と記される)	*			前期(689-690)
享保6	1721			「井上武兵衛、絵団方として御末家御配地等週郡の節、格違いを配慮され、 大組へ加えられる。	*			前期(689-690)
享保6	1721			「謙岐守様え九千三百石余御増高被進候節、村御引渡二被進候記録并地 下人御扶共ニ」1袋	*			前期(689-690)
				「島々絵図」1枚(長崎下向途次御目付石川土佐守へ提出分の挂)	*			前期(689-690)
享保6	1721			「防長田畠町歩添、大公儀より御尋被成候考卷」1袋	*			前期(689-690)
享保6	1721			「御改正により、絵団方の役料を1ヶ月3石6斗と定められる。」	*			前期(689-690)
享保6	1721			「諸役料定(毛10諸役5)」	*			前期(689-690)
享保6	1721			「井上武兵衛・平田仁左衛門教恒」	*			前期(689-690)
享保7	1722			「厚母四郎兵衛就種、隠居を許され、長年の絵団方勤務に対し銀子2枚を授 する。」	*			前期(689-690)
享保8	1723			「有母喜惣太、芝御前(毛利宗広母皆子)婚礼準備のため御雇いとなり、元文 元年まで15年間養谷家御用として度々出仕する。」	*			前期(689-690)
享保9	1724			「享保九年長ニ江戸大久保下野守殿・健部彦次郎殿聞四月十六日御勘定 所罷出候様ニとの義理付、末近九左衛門龍出、下野守殿・彦次郎殿・御 勘定組木村四郎兵衛御一匹ニて、森坂より大坂、赤間関より同断御尋ニ付丸左衛門答覺」	*			前期(689-690)

扶桑絵図方題墨年帳(三田)

141

和暦	西暦	月	事	真	出典	絵図方	地圖面
春			岩国領内村絵図の作成が開始され、享保17年春に終わる。同時に村記を改訂	【享保増補村記】凡例	井上武兵衛・平田		
享保11	1726		石高・境目・由来書（地下上申）の作成が始まる。	【岩国徵古館刊】	仁左衛門教恒	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒
			寺社旧記（寺社由来）の作成が始まる。	寺社由来	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
享保12	1727	12	一村隠明細絵図（地下下図）の作成が始まる。（豊浦郡長府領八道村地下図）	八道村地下図（地下下上 甲絵図1212）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
			平田仁左衛門、小身のため家業が維持し難いとして、銀子400目増加。	考鏡抄御賞美先例（毛 22諸臣179（145の23））	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
享保13	1728	8	三谷洋兵衛、井上武兵衛添いとして郡中出張の際、供張り三人に槍持ちを願い出るが槍を持ちは許されず。	諸鏡書附類寫其外（毛 40法令152（4の2））	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
		11	22 竹内平兵衛方直、明細絵図鉛書を命じられ、同年12月25日に終える。	諸鏡 竹内弥七郎方張（毛 22諸鏡た96）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
享保17	1732	4	付御第九之繪南之方士橋東之方堀際之石垣同西之方堀際下石垣卒出候ニ 「御城ニ曲輪南之方土橋東之方堀際之石垣同西之方堀際下石垣卒出候ニ 付御第九之繪」1枚	* 諸鏡 有馬喜惣太武春（毛 22諸鏡あ103）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
享保20	1735		「江戸御付岡十一年御兩國虫姑ニ付坂入え教厚志之者御付岡被成候 故、又々葛仰遙各共郷村帳絵図之御帳其外見合を以書調、同年卯ノ九月 八日御藏元え差出申候」	* 諸鏡 有馬喜惣太武春（毛 22諸鏡あ103）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
元文2	1737		有馬喜惣太、絵図方勤務となる。	諸鏡 有馬喜惣太武春（毛 22諸鏡あ103）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
元文4	1739		「大島郡」開作地洋領之時分御奉書写	諸鏡 有馬喜惣太武春（毛 22諸鏡あ103）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
元文4	1739		井上武兵衛、丁簡銀350目を押領。	井上武兵衛・平田 諸鏡 野田平右衛門房 22諸臣179（145の23）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
寛保元	1741		野田平右衛門房、絵図方介筆役となり、御国中道理記の書付けを行い、寺社其外由来書を作成し、その後、明細絵図の書付けを行い、寛保3年7月まで3カ年勤務。	諸鏡 野田平右衛門房 昌（毛22諸鏡の15）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
寛保元	1741	10	御国廻り道筋見分のため井上武兵衛、井上五郎兵衛、岩崎四郎兵衛、有馬喜惣太が生見村に滞留し、二三日後、波前村に移動する。	諸鏡 野田平右衛門房 昌（毛22諸鏡の15）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
			松田等叔景明、觀光院（毛利宗広）御国廻りの筋、昼夜御歳本に詰めて絵図を作成する。前年より御国廻り御用意の絵図も作成。	諸鏡 松田等叔景明 昌（毛22諸鏡ま54）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
寛保2	1742	9	御国廻りに際して、井上武兵衛、平田四郎左衛門、岩崎四郎兵衛、有馬喜惣太へ人馬・人夫差遣の指示がある。	諸鏡 御国廻り事（毛40法令 142）	井上武兵衛・平田 田四郎左衛門	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
		10	「御国廻り行程記」（帖（行程図書者有馬喜惣太、由来書者岩崎四郎兵衛）（八幡丸神社所蔵原本の奥書）。「寺社旧記」7冊。	諸鏡 御国廻り行程記（毛30 地誌57、寺社旧記（毛 12社寺120）	井上武兵衛・平田 田四郎左衛門	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
寛保2	1742	9	井上武兵衛、御国廻りでの勤労により報償を与えられる。その同文において、「御国廻り行程記」の完成が何とか御国廻り出發に間に合ったこと、「一村限明細絵図」作成事業が井上の計画で開始された（「自分目論見を以明細絵図をも調教仰付」）旨が記されている。	諸鏡 考鏡抄御賞美先例（毛 22諸臣179（145の23））	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
		10	「朝鮮へ道絵図」（松原正英筆。絵図方の作成ではなく、萩瀬の衣類品）	諸鏡 朝鮮へ道絵図（毛 38絵図22（2の1））	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
延享3	1746	4	「御城天守曲輪二曲輪石垣御取緒図」1枚	諸鏡 野田平右衛門房 昌（毛22諸鏡の15）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
			「防長絵図」1枚、「雲州絵図」1枚（巡見上使小幡亦給郎へ提出分の控。）	諸鏡 長門國萩之城堀後又 ハ石垣修理伺出図（毛 55絵図814（22の20））	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒
延享3	1746	7	野田平右衛門房昌、高丸方算若役となり、延享元年5月まで2カ年勤務。	諸鏡 野田平右衛門房 昌（毛22諸鏡の15）	井上武兵衛・平田	仁左衛門教恒	仁左衛門教恒

絵図と書類(三田)

六四

相場	西暦	月日	事項	年	出	入	絵図方	地理図面
延享3	1746		「上使の節御國中御順見御付岡諸事之覚」1袋		*		井上武兵衛・平田 仁左衛門教能	
延享4	1747		井上武兵衛、御意銀600目を与えられる。				考収抄御賀美先例（毛 井上武兵衛・平田 仁左衛門教能）	
寛延2	1749	11 9	「山代宰判南義村之内木屋同根笠村之内味噌谷岩国領二鹿村之内深山之 一村限明細絵図がほぼ完成し、萩城書院で当職らに披露される（寛延3年7月 以前）」				22諸臣179 (145の23) 県史編集所史料797 仁左衛門教能	井上武兵衛・平田 仁左衛門教能
寛延3	1750	7	「一村限明細絵図がほぼ完成し、萩城書院で当職らに披露される（寛延3年7月 以前）」				(毛67叢書37 (2の1)) 和智東郊座右記 乾 井上武兵衛・平田 仁左衛門教能	
宝曆4	1754	12 30	有馬喜惣太、明細絵図方を退任し、絵圖方付きとなる。ただし特別の用務が ある時は兼務を命じられる。				諸錄 有馬喜惣太武者 井上武兵衛・平田 仁左衛門教能 (毛23叢書あ103)	井上武兵衛・平田 有馬喜惣太
宝曆5	1755						* 厚狭郡舟木幸判高 泊冲干渴絵図 (袋入 絵) 203、満207、214～ 218、清末江御開作地被成御預ヶ 引渡、ニ龍越節之覚書 ほか (県宁旧幕433、 434)	
	3 8		井上武兵衛、絵圖方を退任。				役人帳 10ノ下 (県史 編集所史料815) 井上武兵衛・平田 四郎左衛門教能	
宝曆9	1759	3	「山代宰判之内味噌谷之図」2枚、「同断ニ付折本覚書」1枚 (柿並市右 衛門へ貸渡分)		*		平田四郎左衛門教 能	
	6		「御両國絵図」小図3枚 (巡見上使への対応に備えて作成したが、使わ れず)		*		平田四郎左衛門教 能	
	12		江戸大御内戸役御所保管の御両國絵図が粗雑なため再作成を命じられ、下 書きを江戸へ送る。		*		當用諸詔録提要 (毛54 目次91 (18の16)) 能	
宝曆11	1761		「上使ニ付御三家領其外御付出御用心物諸事之控」		*		平田四郎左衛門教 能	
			「駕見上使ニ付諸沙汰控」1袋		*		平田四郎左衛門教 能	
			「駕見使え差出候朱引村一紙」2帳1袋 (直し共24帳)		*		平田四郎左衛門教 能	
	6		有馬喜惣太、芸州吉田郡山へ出張し、元就公御廟所図の作成を命じられる。				洞春公御廟図 (毛利博 平田四郎左衛門教 能)	
			有馬喜惣太、小瀬から芸州吉田までの「行程記」を作成。				洞春公御廟図 (毛利博 平田四郎左衛門教 能)	
宝曆12	1762	9 28	これまで御雇であった有馬喜惣太、長年の功績に対し米15俵を支給され、 御旗張付寺社組鑿雪舟流弟子家津森小兵衛次屋に加えられる (寺社組郡方 地理図師)。				享保十七年以來無給通 已下業人販立没取業拔 業替階級進退知行管減 等附立 (毛10諸袋4)	
	9 29		有馬喜惣太、寺社組へ加えられ、郡方定居にして御國中御藏入給領などの境 界を、場合によっては絵図等を作成して明確にさせ、代々その仕事を持りな く行うよう命じられる。				諸錄 有馬喜惣太武春 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 (毛23諸錄あ103) 能	
明和元	1764		絵図方保管絵図・文書の台帳を作成する。(国絵図・城絵図等)				諸役所控目録 (毛9 諸役所控目録 (毛9 能) 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 (毛23諸錄あ103) 能	
	11 13		大絵平田四郎左衛門、高40石、内3石被、寺社組郡方地理図師有馬喜惣太、 高15石。 「御両國委細之図」1枚、「駕見使御好ニ付御両國絵図調被仰付調差上候控」 1箱 (新たに清書提出により返却された不要分)		*		諸役所控目録 (毛9 能) 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 (毛23諸錄あ103) 能	
明和2	1765	2	絵図方保管絵図・文書の台帳を作成する。(一村限明細絵図、石高・境目・ 由来書、寺社日記等)				平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 (毛23諸錄あ103) 能	
	4		有馬喜惣太、御両國土図の作成を命じられる。土図長持の表書に「明和四亥 四月、有馬喜惣太貢り」と記される。				諸役所控目録 (毛9 能) 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 (毛23諸錄あ103) 能	
明和4	1767		防長土図、有馬喜惣太の頃りとし、萩城御矢倉に保管される。出火の際は、 喜惣太元まで出張し、兩人衆へ連絡の上、郡方で修理すること、足痛 で出張できない時は世替い兵衛を代理とするよう命じられる。				諸部 下 (毛54目次92 (8)(3の3)) 防長土 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 県立山口博物館蔵	
	6 4		有馬喜惣太、諸郡出張を命じられる。絵図方から参考用に出張告の諸郡明細 絵図を借り受ける。				諸部 上 (毛54目次92 (8)(3の1)) 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 能	
明和5	1768	2	有馬喜惣太、週都につき、絵図方から明細絵図・諸郡諸村由緒書を借り受け る。「長府領豊浦郡境日書三冊之内 豊田」「豊浦郡長府領豊田由來書 三冊 之内 豊田」「豊浦郡境日書三冊之内 豊東」(有馬喜惣太作成)				平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 能	

株式会社図書出版社(三田)

六

年号	西暦	月日	事項	備考
元禄	1718	4 24	元禄12年幕府提出の國絵図の控を、至急、江戸へ持参するように命じられる。	御内閣文庫図書 (袋 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太郎) 入組15 (2の2) 能
明和6	1769	10 14	平田仁左衛門教則、有馬喜惣太次す。	防長人物誌 (近藤清石 平田四郎左衛門教 有馬喜惣太 文庫338)
明和7	1770	7 21	平田仁左衛門教則、有馬喜惣太次す。 父元四郎左衛門の下で修行していることから、家業に鑑み、格別の計らいで給 國方勤務となる。絵図方に兼帶。	役人帳 10ノ下 (県史 平田仁左衛門教則 有馬八兵衛 編纂所史料8-15)
安永元	1772	2 20	御宝蔵保管の元禄12年～14年幕府提出の御内閣大絵図、御石高帳 類、安芸石見豊前取替之図、米糠等の写は、明和6年5月御縁のため江戸に 移されていたが、安永元年2月焼失により焼失したため、絵図方保管の控を 参考にして復元される。平田仁左衛門、寛政3年2月入注文に絵縁を記す。	御内閣文庫図書 (毛9猪 97) 雜事書友 自至暦以後 至天保六年 (毛9猪 97) 考鏡抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 有馬八兵衛 文庫346) の添付文書 絵図246
安永4	1775		秋田九左衛門、同年より3年間、三田尻御用意のための三田尻幸判明細 図、並びに郡方において諸郡御立山絵図その他、日光御手伝方御用物の作成 等に從事する。	考鏡抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 有馬八兵衛、秋 田九左衛門)
安永7	1778	8 26	有馬八兵衛跡目未期御法により減知の上、有馬權次が相続する (寺社組郡方 地理図師)。	享保十七年以來無給通 業者人取立没收業抜 平田仁左衛門教則 有馬權次 等附立 (毛10猪44)
	11 5		秋田九郎右衛門二男孫助、有馬喜惣太弟子としての功績により、秋田新太郎 の養子となり家業を繼ぐ。(三十人通地理図師)。	享保十七年以來無給通 業者人取立没收業抜 平田仁左衛門教則 有馬權次、秋田 新太郎 (毛10猪44)
寛政3	1791	11	三十人通地理図師秋田九左衛門、絵図方へ出勤し、明細絵図、寺社旧記等を 作成する。	考鏡抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 秋田九左衛門 22猪臣179 (145の59))
天明3	1793		平田仁左衛門、幕府提出用の郷村高辻帳を作成。その後、御勘定所提出の写 を作成。	考鏡抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 秋田九左衛門 22猪臣179 (145の59))
天明6	1796		平田仁左衛門、巡見上使御用のため隨行を命じられる。	御賞美先格書抜 (毛35 平田仁左衛門教則 貴賀17 (25の12))
2			「御国目付加藤親負近藤三左衛門米藩一件録 (御国附御勘書一件)」	
寛政4	1792	閏2 29	平田仁左衛門、國目付加藤親負・近藤三左衛門米藩につき小瀬へ出張。8月3 日帰國のため萩出立まで随行。	御国目付加藤親負近 藤三左衛門米藩一件 録 (毛2柳當42 (102の 53))
寛政6	1796	3 12	平田仁左衛門、幕府御勘定所へ御内閣文庫近藤図書名付の提出を命じられる。 秋田九左衛門、地理図師勤労4年により、御声懸かりを受ける。	御国目付加藤親負近 藤三左衛門米藩一件 録 (毛2柳當42 (102の 53))
	4 28		平田仁左衛門、丁簡銀300目を押領。	御内閣文庫 (毛 平田仁左衛門教則 秋田九左衛門 22猪臣179 (145の59))
寛政8	1798			公儀事控 (毛41公儀事 控16 (40の28))、考鏡 抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 秋田九左衛門 22猪臣179 (145の59))
	4 28		秋田九左衛門、地理図師勤労18年により、御声懸かりを受ける。	考鏡抄御賞美先例 (毛 平田仁左衛門教則 秋田九左衛門 22猪臣179 (145の59))
寛政12	1800	10 22	郡方地理図師有馬誠次の筆並を、無絶通より筆下、御徒士より筆頭とされ る。	御賞美先格書抜 (毛 平田仁左衛門教則 有馬誠次 97)

絵図方國方圖送年表(三田)

一六八

年号	西暦	月	日	事	東	西	出典	参考図書	地理用語	
享和2	1802	春		諸郡御立山絵図作成を命じられる。			諸事小々控 (毛31・小々) 控19 (49の4))	平田仁左衛門教則 有馬詮次		
	8 30			絵図方平田仁左衛門、公儀提出書類において、海辺町付・人家有之島々の 内容間違えにより過差を命じられる。			諸事小々控 (毛31・小々) 控18 (21の2))	平田仁左衛門教則 有馬詮次		
文化元	1804	11 3		寺社組都方地理図師有馬詮次、郡方における筆並の件で、奉行に対し異議 を申し立てた結果、過差を命じられる。			諸事小々控 (毛31・小々) 控19 (49の4))	平田仁左衛門教則 有馬詮次		
文化3	1806	4 4		伊能忠敬、防長両国の海岸、島嶼を測量。6月6日に終える。			「毛利十一代史」卷 96、測量書出はか (德 毛・測量方書上9・10)	平田仁左衛門教則		
文化6	1809	12		伊能忠敬、防長両国の南北陸地を測量。			御當職新日記 (毛19日 記22 (1780の49))	平田仁左衛門教則		
文化8	1811	1 20		伊能忠敬、防長両国内を測量する。2月9日まで。			考證抄御賀美光例 (毛 22諸臣179 (1450の59))	平田仁左衛門教則		
	1 18			平田仁左衛門、御意銀400目押領。			絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)	絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)		
文化9	1812	9 5		徳山藩、朝倉南陵へ心付けとして絵図方兼勤中暮々銀2枚を給付する。鳥野 益吉と阿武才次郎、絵図方手伝役となる。			「絵図方之事全様」 (徳 毛・法制方12)	絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)		
文化10	1813	10		伊能忠敬、防長両国を測量する。			「毛利十一代史」卷 99、測量書出はか (德 毛・法制方12)	絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)		
文化11	1814	1 28		徳山藩、御慶本に絵図方貯所を設置し、朝倉南陵、阿武才次郎に出勤を命じ る。			「毛利十一代史」卷99 毛・法制方12)	絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)		
文化13	1816	2 5		徳山藩、絵図方出勤取計方にについての定書きを作成する。			「毛利十一代史」卷99 毛・法制方12)	絵図方之事全様 (德 毛・法制方12)		
文化14	1817	6 22		有田伝左衛門組文蔵、高丸方絵図方手子として44年所勤により土雇に準ぜら れる。 有馬詮次、家業の地理道著古のため、公儀衆伊能勘解由方への入門を許可さ れ、御用の間合問合に参ることとなる。			御賞美先格書抜 (毛35 貴部17 (25の23))	御意口上控 (毛38御意 控15 (43の39))	有馬詮次	
文政2	1819	閏4 16		有馬詮次、家業の地理道著古のため、公儀衆伊能勘解由方へ御用の間合問合 に參りたいと願い出て許可される。	御意口上控 (毛38御意 控16 (32の1))					
	4			平田四郎左衛門、添石の際は絵図方へ通知し、勝村境争論の際はその場所の 因並びに境目書を地下役人押印の上、絵図方へ提出するよう御用に願い出る。	諸沙汰物御書渡類 (毛 9諸省49 (6の11))	平田四郎左衛門 (のち強次英南)				
文政6	1823	7		御兩國明細絵図に関して、村焼更等の際の絵図方への届出を怠らないよう 御奉行高杉小左衛門が各代官へ通知する。	諸都御代官通状懸立之 内職有分書抜1 (毛9諸 省138 (5の11))	諸都御代官通状懸立之 内職有分書抜1 (毛9諸 省138 (5の11))				
文政7	1824	10 19	回とし、1月中に高札方へ申請することになる。	諸郡高札の交換について、從来は破損次第としていたが、今後は交換を年1 回とし、1月中に高札方へ申請することになる。	諸都御代官通状懸立之 内職有分書抜1 (毛9諸 省138 (5の11))	諸都御代官通状懸立之 内職有分書抜1 (毛9諸 省138 (5の11))				
天保5	1834	11 9		幕府勘定所へ周防國長門一円郷村高帳を提出する。	郷村高帳御付出一事 (毛11政理69)、郷村 高帳草案 (毛11政理 270)	郷村高帳御付出一事 (毛11政理69)、郷村 高帳草案 (毛11政理 270)				
				「周防國長門一円郷村高帳」						
	8 17			城中石垣修築に關し、幕府から全体図を添付して申請するよう指示され、城 郭金圓の作成を命じられる。	周防國長門一円郷村 高帳 (県庁旧藩296)	周防國中御用法控 (西 平田四郎左衛門 公伝編年史料1953)				
天保7	1836	10 1		城中石垣修築申請用の絵図を幕府へ提出する。						
	6 3			幕府へ御兩國絵図 (周防國6巻、長門國7巻) を提出する。(天保國絵図)	御兩國絵図 (毛58会 状控16 (50の21))	平田四郎左衛門				
天保8	1837	6 28		幕府より防長阿国脇往還へ馬繼立の宿駅等に關する絵図並びに演説書作成を 命じられる。	御用状控 (毛49状控16 (50の22))	平田四郎左衛門				
	7			平田弥次兵衛、藩領絵図の記載方法を藩間に傳う。	密局日録 (毛19日記18 (129の99))	平田四郎左衛門				
天保11	1840	8 5		絵図方平田弥次兵衛、防長全國の作成を命じられる。	流弊改正控3 (毛11政 理40 (9の3))	平田弥次兵衛				
				忠正公一代編年史篇4 忠正公一代編年 平田弥次兵衛 史1 (223の4))						

絵図方認定手帳(三田)

七〇

年月	日	事項	備考
8		「量地事入目」	量地事入目 (毛9諸省 平田弥次兵衛 154)
天保11	1840	平田弥次兵衛、旧弊改正に関する意見書の提出に際して、差向き無しと回答する。	御改正二付地方ヨリ申 平田弥次兵衛 出 (毛11政理138)
1	24	密用方、絵図方から通い帳にて厚狭郡・吉敷郡寺社由来書を持ち帰る。	密局日乗 (毛19日記18 平田弥次兵衛 (129099))
4	2	絵図方平田弥次兵衛・地理圖師秋田次兵衛、羽賀台町数を測量する。	講武秘策2 (毛15文武 40 (15の2)) 平田弥次兵衛 秋田治兵衛
天保13	1842	4 3 蔡本兩入、絵図方から「羽賀台之図」を提出させる。	講武秘策2 (毛15文武 平田弥次兵衛 秋田治兵衛)
10		「御両国寺社由来付渡帳」	40 (15の2)) 御両国寺社由来付渡帳 平田弥次兵衛 (県庁旧譜903)
天保14	1843	3 14 秋田治兵衛、藩士から提出された偽印、鍵錠、差物などの図面作成を命じられる。	講武秘策20 (毛15文武 平田弥次兵衛 秋田治兵衛) 40 (15の11))
弘化2	1845	12 20 畠山治兵衛、父仁左衛門の勤功により御意願400目を加増される。	先大津宰判島戸永否床 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 御賞美帳 (毛35賞罰2 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 (16の16))
弘化3	1846	12 10 黒職防禦に關して、南海方面の防備調査を完了し、幕府へ南北両海岸の防備大綱図を提出する。	長門國閘防國海岸村別 里數要津浅淡台場絵図 (袋入絵図28)、長門國 周防國海岸村別里數浅 淡絵図 (同29)、栗賤 防禦手当一事控(3毛 件 (毛9諸省204))
弘化元	1844	3 4 長府領民本藩領永否所標木籠去事件に關して、現地調査のため密かに平田弥次兵衛・製圖師秋田治兵衛が派遣される。	黒職防禦手当一事控 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 (28防対41 (8の3))
幕府		幕府から、防長沿海防備に關して、南海方面も北海と同様に海岸の地理、海 の深淺、城下迄の里程、台場遠見番所等を調査し、その絵図面提出を命じら れる。	長門國閘防國海岸村別 里數要津浅淡台場絵図 (袋入絵図28)、長門國 周防國海岸村別里數浅 淡絵図 (同29)、栗賤 防禦手当一事控(3毛 件 (毛9諸省204))
嘉永2	1849	3 5 平田弥次兵衛、父仁左衛門の勤功により御意願400目を加増される。	御賞美帳 (毛35賞罰2 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 (16の16))
嘉永2	9 26	幕府から領内沿海図並に寇備人員武器等の調査を命じられる。	異國船事公儀御書附控 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 (毛28防対5)
嘉永3	1850	12 27 江戸留守居役に警備調査及び沿海図を送ったが、幕府から絵図上に未家配地 を区分するよう指示され、12月27日、留守居手元役から絵圖正副2枚が返送 される。	両公伝編年史料 (両公 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 伝2173)
嘉永4	1851	1 24 黒職防禦手当に關する海岸その他の図面および長府領角島台場築立図面等に ついて、幕府より訂正指示あり。藩府から江戸留守居方に絵図面を送って照 会する。	異職防禦手当一事控 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 7 (毛28防対41 (8の7))
嘉永5	1852	4 27 平田弥次兵衛、藩府の諸役所人員削減に対し、用務多忙につき絵図方人員の 確保を願出る。 幕府から、江戸地図改正資料として持箱屋敷上中下屋敷預地抱屋敷町屋敷等 其面積向屋敷名等を記し、5月中に作成小屋へ提出を命じられる。	両公伝編年史料 (両公 平田弥次兵衛 秋田治兵衛 伝2070) 両公伝編年史料 (両公 伝2011)
嘉永6	1853	2 4 絵図方、両人所へ寺社其他御船所置課のため寺社由縫番の貸出しを命じられ る。	両公伝編年史料 (両公 伝2133)
安政元	1854	6 11 水津継次、絵図方高札方記録類明細絵図等の曝書終了まで勤務を命じられ る。	諸記録類込 (毛32部寄 1 (24の10))
	4 23	郷村帳の作成を命じられる。翌日、天保度の桂を御宝藏方から貸し与えられ る。	郷村帳調一件日記 (県 平田小右衛門 秋田治兵衛 序旧譜301)
安政元	4	「郷村帳調一件日記」、「郷村高辻帳調一件控」、「郷村帳調二付諸沙汰控」 (右筆波多野藤兵衛・野田神蔵・木村茂兵衛、助筆神田源八、郷村帳調 久坂源之助、絵図方曾子千鶴元付十歳の名が見える)	郷村帳調一件日記 (県 平田小右衛門 秋田治兵衛 序旧譜301) 沙汰控 (県庁旧譜304)
		「周防國長門郷村高辻」	周防國長門郷村高辻 平田小右衛門 秋田治兵衛 県庁旧譜300)
3		「領知御添目録写」	領知御添目録写 (県庁 平田小右衛門 秋田治兵衛 旧譜296)
5	10	弥吉繩子繪田吉三郎、高札方定筆を命じられる。	諸記録類込 (毛32部寄 3 (28の11))
安政2	1855	7 27 絵図方、藩府へ郷村帳添目録控2冊・納替の仕様について伺う。	諸記録類込 (毛32部寄 3 (28の17))
7		「御勘定所へ被差出候郷村并御添目録写調一件諸控」	御勘定所へ被差出候郷村并御添目録写調一件諸控 村井御添目録写調一件 平田小右衛門 秋田治兵衛 諸控 (県庁旧譜302)

総理監査団方圖係年表(三田)

二二一

年	月	日	事	年	月	日	事
安政3	1856	4 25	高札方、幕府へ当敷座交替に伴う高札の作成方法を伺う。	泰書控 (毛37泰書34(11 平田小右衛門 秋田治兵衛の2))			
安政6	1859	11 28	これまでの地震によつて被損した萩城天守曲輪北方石垣ほかの修理を幕府へ申請するため、当職より当役へ近々絵図面を送付するよう通知する。	諸語録録込 (毛32部寄 7 (32の28))			
3			「領知御添目録写」	御添目録写 (県庁旧藩 297 ~ 299)			
万延元	1860	6 23	源内嫡子小川信祐、高札方定助筆を命じられる。	諸語録録込 (毛32部寄 8 (31の19))			
文久3	1863	7 10	村岡源蔵・松村直之進の銀板製図を解き、武具方勘務とし、地理図師秋田治兵衛に村岡らの前職を兼務させる(御用所記録音調力)。	諸語録録込 (毛32部寄 11 (27の15))			
	12	15	絵図方平田小右衛門、巡回使の隨行を命じられる。	京師麥動以来控7 (毛64京師麥動一件4 (8の平田小右衛門 秋田治兵衛7))			
元治元	1864			泰書控 (毛37泰書36 (7 平田小右衛門 秋田治兵衛の5))			
	12	20	絵図方、御医師・御茶堂・馬医らと共に、巡回使帰路の際に隨行を解かれ。秋田治兵衛	御小納戸日記 (毛64京師麥動一件4 (8の平田小右衛門 秋田治兵衛64京師麥動一件4 (8の平田小右衛門 秋田治兵衛8))			
慶応元	1865	8 22	毛利敬親、先に作成を命じた防長両國絵図を覽る。	泰書控 (毛4忠 64京師麥動一件4 (8の平田小右衛門 秋田治兵衛64京師麥動一件4 (8の平田小右衛門 秋田治兵衛7))			
	11		「官板実測日本地図下図(写)」2幅(掛幅表の軸芯に「慶応元丑十一月、張付箭中鹿鳴」の墨書きがある)。	正公51 (56の50))			
	12	10	絵図方、藩府に清末領交換地の絵図作成方を伺う。沙汰の伝達先に「絵図方後入小袖平」の名が見える。	泰書控 (毛37泰書36 (7 平田小右衛門 秋田治兵衛の7))			
慶応2	1866	7 18	秋田治兵衛弟子御細工師五十部吉蔵、秋田治兵衛山口出張により絵図方無人のため、当分の間、手伝いとして絵図方出勤を命じられる。	泰書控 (毛37泰書37 (5 平田小右衛門 秋田治兵衛の3))			
8 22	秋田治兵衛、芸石絵図写取り等の急務遂行に対する報償を検討される。	泰書控 (毛37泰書37 (5 平田小右衛門 秋田治兵衛の4))					
慶応2	1866	11 20	前年、指示のあつた各代官所保管諸郡明細絵図の山口国政方への提出に関して、未提出の宰判について調査し、同絵図が作成半途の場合は、絵図方に作成を依頼するよう都方へ通達される。	泰書控 (毛37泰書37 (5 平田小右衛門 秋田治兵衛の5))			
	2 14	絵図方、用務を調整し、時々山口へ出張するよう命じられる。	諸語録録込 (毛32部寄 15 (14の3))				
慶応3	1867	2 16	山田字右衛門、御目付役人、絵図方1人、小郡宰判白松庄と船木宰判車地村との境、防長国境調査のため出張を命じられる。	御意口上控 (毛38御意 平田小右衛門 秋田治兵衛15 (14の3))			
	12 1	秋田治兵衛嫡子吉之進、御用絵図方手伝のため、鍾秀隊士としての石州出張を解かれる。	諸語録録込 (毛32部寄 15 (14の13))				
		「周防國長門國郷村高辻帳」	周防國長門國郷村高辻帳 (県庁旧藩305)				
3 4	平田小右衛門、豊石預り地の絵図面作成のため、現地調査を許可される。	諸語録録込 (毛32部寄 16 (19の3))					
明治元	1868	11 24	絵図方を廢止して、絵図類その他の民政局へ引渡し、地理図師秋田治兵衛を民政主事附属とする。	御改正一件 (毛9諸省 平田小右衛門 秋田治兵衛278 (3の1))			
	11 24	絵図方廢止に伴い、今後の同役人の階級について検討を願い出る。	諸語録録込 (毛32部寄 16 (19の17))				
	11 27	平田小右衛門、絵図方高札方廢止に伴い、上川精輔・杉原謙右衛門へ所管記載類の引渡しを命じられる。	役進退録 (毛10諸役13 (46の23))				
明治2	1869	2 30	絵図方御入敷藤木十兵衛、藤村兼太郎、森柳勇之允、湯浅半兵衛、森田藤二郎、岸系六が出張して、洪前に宿泊する。	絵図方御師在控 (藤本 平田小右衛門 秋田治兵衛家文書871)			
明治3	1870	5 21	絵図方平田小右衛門、地理図師有馬平太・秋田治兵衛の家業を解き、平士とする。	御改正一件 (毛9諸省 平田小右衛門 有馬平太・秋田治兵衛278 (3の3))			
明治4	1871	4 15	秋田治兵衛、老年のため都用局御用勤を辞任する。	都奉行所役人進退録記 (毛10諸役9(4の4))			
			秋田治兵衛記24				